

無料で収集するごみについて

「プラスチック」「ペットボトル」「新聞・折込チラシ」「段ボール・茶色紙」「雑誌・本・雑がみ」「古布・牛乳等紙パック」「せん定枝」「びん・缶」「有害ごみ」については有料化対象から除外いたします。なお、「びん・缶」につきましてはリサイクルポストの廃止に伴い、袋ではなく、かごやバケツ等の容器に入れて出させていただきます。

紙おむつについて

一般のご家庭から排出されるおむつは、無料で収集します。

透明又は半透明の袋に、「おむつ」と書いて出させていただきます。
※おむつ以外のものは入れないでください。

家庭の庭から出た落ち葉や雑草、ボランティアで出たごみ等について

各家庭から排出される落ち葉や雑草等は、透明または半透明の袋に入れて出させていただきます。無料で収集します。

申請登録した自治会等の団体又は個人がボランティア活動として周辺清掃等で出たごみ等は、無料で配布するボランティア袋を使用して出すことも可能です。
※ボランティア袋の配布方法は今後広報や市HPでお知らせしてまいります。

減免措置について

以下に掲げる世帯については、ごみ処理手数料を減免します。

- ①生活保護法による生活保護を受けている世帯
- ②中国残留邦人等支援法の支給を受けている世帯
- ③児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している世帯
- ④高齢福祉年金受給世帯
- ⑤身体障害者手帳1・2級をお持ちの方のいる世帯
- ⑥愛の手帳1・2度をお持ちの方のいる世帯
- ⑦精神障害者手帳1・2級をお持ちの方のいる世帯
- ⑧要介護4・5の認定を受けている方のいる世帯

※⑤～⑧は世帯全員が市民税非課税であることが条件となります。

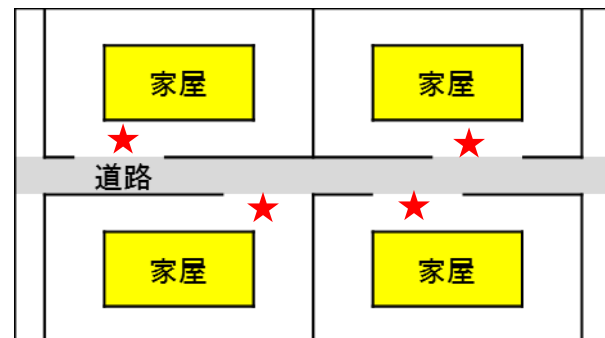
減免を受けるための方法や袋の配布枚数等は広報や市HPでお知らせしてまいります。

戸別収集変更後のごみの排出場所について

◆戸建て住宅にお住まいの方

道路に面した自宅敷地内に資源とごみを出していただきます。排出場所については、今後、全戸調査を実施いたします。

※図の★が資源とごみの排出場所になります。



◆集合住宅にお住まいの方

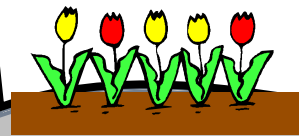
従来から使用している集積所を引き続き使用していただき、集合住宅ごとに調整します。

※集積所が無い場合は集積場所を確保していただく必要があります。



みんなで減らそう 燃やせるごみ減量50%!

立川市
総合リサイクルセンターより



西砂からの風

2013年4・5月号
(第16号)

発行/立川市ごみ減量推進課

平成25年11月1日
開始

「家庭ごみ戸別収集・有料化」により、 資源とごみの出し方はこう変わります。

平成25年11月1日から「家庭ごみ戸別収集・有料化」を実施いたします。
戸別収集・有料化を実施することで資源とごみの出し方は次の通り変更されます。

燃やせるごみの出し方

燃やせるごみ
専用袋
(有料)
クリーム色

生ごみや資源にならない紙等の燃やせるごみはクリーム色の指定収集袋を購入して出させていただきます。

燃やせないごみの出し方

燃やせないごみ
専用袋
(有料)
緑色

せともの、ガラスやゴム製品等の燃やせないごみは緑色の指定収集袋を購入して出させていただきます。

指定収集袋について

指定収集袋はスーパーマーケットやコンビニエンスストア、小売店等で購入していただきます。取扱店は隣接する他市の店舗等も含め、市民の皆さんが購入しやすいよう配置してまいります。

指定収集袋の料金【1組(10枚入)あたり】

	5ℓ(特小)	10ℓ(小)	20ℓ(中)	40ℓ(大)
燃やせるごみ	100円	200円	400円	800円
燃やせないごみ	100円	200円	400円	800円

10枚1組で販売します。